

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○認証食品の認証

(食産業振興課)

一

○平成八年宮城県告示第四百五十一号(県立都市公園の設置)の一部改正

(都市計画課)

一

○土地改良区役員就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

一

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

二

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

三

企 業 局

○企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令

三

告 示

○宮城県告示第八百二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は 名称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
百十五	仙台牛	株式会社藤崎 取締役 藤崎三郎助	株式会社藤崎フーズ マーケットフジサキ	仙台市泉区寺岡四丁目一

二 認証年月日

平成二十六年九月二十二日

○宮城県告示第八百三号

平成八年宮城県告示第四百五十一号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「及び字松崎八三番の六」を「字松崎八三番の六及び字岩井堂三番、六番の一、二番、一四番、二七番、四四番の一、四五番、四六番の一、四六番の三、四六番の四、四九番、二七番地先の道」に改める。

○宮城県告示第八百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年九月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年八月三十日	佐 藤 榮	栗原市一迫真坂字広川原三番地	理 事
平成二十六年八月三十日	小 山 智 正	栗原市一迫真坂字上川原四十七番地	理 事
平成二十六年八月三十日	氏 家 守 男	栗原市一迫北沢一本松北二十四番地	理 事
平成二十六年八月三十日	佐 藤 綱 美	栗原市一迫字嶋鉢寺下三番地一	理 事

百十	杵つきも ち	有限会社田尻もち工 房ふつくら 代表取締役 西大條利津夫	有限会社田尻もち工 房ふつくら	大崎市田尻通木字中崎二十五 一五
九二十	みやぎの 純米酒	宮城ふるさと酒造株 式会社 高橋 志郎 代表取締役	宮城ふるさと酒造株 式会社	大崎市古川馬寄字屋敷三一二

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十六年八月二十九日	小山智正	栗原市一迫真坂字上川原四十七番地	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤 榮	栗原市一迫真坂字広川原三番地	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤 則明	栗原市一迫柳目字天王下七十五番地	理事
平成二十六年八月二十九日	熱海道良	栗原市一迫柳目字沖柳十六番地一	理事
平成二十六年八月三十日	佐藤市雄	栗原市一迫字清水目日照七十八番地	監事
平成二十六年八月三十日	佐藤周哉	栗原市一迫北沢類子三十六番地	監事
平成二十六年八月三十日	狩野和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事
平成二十六年八月三十日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成二十六年八月三十日	松田 敏	栗原市一迫柳目字六ッ寺二十六番地	理事
平成二十六年八月三十日	伊藤幸夫	栗原市一迫柳目字竹の内二十一番地	理事
平成二十六年八月三十日	小野寺通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成二十六年八月三十日	佐藤秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成二十六年八月三十日	齋藤政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成二十六年八月三十日	後藤伸平	栗原市一迫柳目字曾根大千泥二十九番地	理事
平成二十六年八月三十日	佐藤重美	栗原市一迫字中小僧三十八番地	理事
平成二十六年八月三十日	佐藤靖秀	栗原市一迫狐崎八甫十六番地二	理事
平成二十六年八月三十日	菊池忠継	栗原市一迫字嶋棘内の目後三十二番地一	理事
平成二十六年八月三十日	佐藤均	栗原市一迫字土川十五番地	理事

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の平成二十五年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十六年八月二十九日	氏家守男	栗原市一迫北沢一本松北二十四番地	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤綱美	栗原市一迫字嶋棘寺下三番地一	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤均	栗原市一迫字土川十五番地	理事
平成二十六年八月二十九日	菊池忠継	栗原市一迫字嶋棘内の目後三十二番地一	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤靖秀	栗原市一迫狐崎八甫十六番地二	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤重美	栗原市一迫字中小僧三十八番地	理事
平成二十六年八月二十九日	後藤伸平	栗原市一迫柳目字曾根大千泥二十九番地	理事
平成二十六年八月二十九日	齋藤政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成二十六年八月二十九日	佐藤秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成二十六年八月二十九日	小野寺通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成二十六年八月二十九日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成二十六年八月二十九日	狩野和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事
平成二十六年八月二十九日	佐藤周哉	栗原市一迫北沢類子三十六番地	監事
平成二十六年八月二十九日	佐藤市雄	栗原市一迫字清水目日照七十八番地	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市下野郷字前條二番一、二番五、三番四、四番四、五番五、五番七、六番一、五百三十二番、五百三十三番及び五百三十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社阿久津レンタルコーポ
岩沼市下野郷字上中筋八十二番地

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字星場三百四十七番十三
石巻市門脇字浦屋敷八十九番地九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

大槻修一郎

企業局

○宮城県企業局訓令第三十号

企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔
企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令

企業局物品調達等指名委員会規程（昭和六十年宮城県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表企業局指名委員会の項中「選定」の下に「**について審議すること。**」を、「指名等」の下に「**を**」を、「調査検討すること。」を、「**について調査検討すること。**」に改め、次の一号を加える。

五 前各号において提案募集方式等により指名等行う場合は、提案募集等を行う前に、その内容をあらかじめ審議又は調査検討すること。

別表公営事業課指名委員会の項中「選定」の下に「**について審議すること。**」を「指名等」の下に「**を**」を、「調査検討すること。」を、「**について調査検討すること。**」に改め、次の一号を加える。

六 前各号において提案募集方式等により指名等行う場合は、提案募集等を行う前に、その内容をあらかじめ審議又は調査検討すること。

別表地方公所指名委員会の項中「選定」の下に「**について審議すること。**」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年九月三十日から施行する。